

## 古今伝受から御所伝受へ

——和歌の添削と古今伝受後奉納和歌——

小 高 道 子

細川幽齋から智仁親王古今伝受に相伝された古今伝受は、在位中の後水尾天皇に伝えられ、以後、御所を中心に継承されることになった。古今伝受は、御所に入ることでも様々な変化が見られる。本稿では和歌の添削に着目して、御所伝受になったことによる古今伝受の変化について考察を加えたい。

### 一 智仁親王による後水尾天皇の和歌の添削

寛永二年、智仁親王は後水尾天皇の和歌を添削した。「寛永二年孟冬之頃、式部卿宮（小高注 智仁親王）御点」とする三十首和歌が、宮内庁書陵部に伝わる。智仁親王から後水尾天皇への古今伝受の講釈が同年十一月に開始されたから、この添削は古今伝受の前の添削ということができよう。この和歌の添削について横井金男氏は「古今伝授と云ふ歌道教育の最終的な歌道教育、歌人育成の本義が形式化されたも

のではなかったらうか」とされた。そして、和歌の添削について「御所伝授に於てのみ、特に実施されつゝ、あつた事実」であるとされた。<sup>1)</sup>

この古今伝授三十首に対する添削の一事は、古今伝授が極度の形式的展開を遂げた御所伝授に於てのみ、特に実施されつゝ、あつた事実であつて、古今伝授が形式化された後に於ても、伝授そのもの、本質が、師弟関係を通じて歌学の教育を行ふことにあつたという真意を、遺憾なく表明してゐるものに外ならないのである。

しかしながら、単に和歌を添削するだけであれば、御所伝授に始まつたことではない。三条西実枝から細川幽齋、細川幽齋から智仁親王への古今伝受においても、証明状が授与される前に添削された和歌が伝わる。古今伝受が歌道教育における最終段階である以上、それ以前に師弟関係がなくてはならない。それゆえ、古今伝受の前に和歌が

添削されるのは、「古今伝授が極度の形式的展開を遂げた御所伝授に於てのみ、特に実施されつゝ、あつた事実」と言うことはできない。

## 二 後水尾院による和歌の添削

寛文四年、後水尾院は、古今伝受の前に伝受者の和歌を添削した。天皇自らが古今伝受を相伝することにより、古今伝受は御所において継承されることになった。それまでは一人ずつ相伝し、最も優秀な門弟にすべてを伝えた古今伝受であるが、御所に入ることにより、最も重要な秘伝を伝える継承者は皇族になった。そのため、御所伝受においては、複数の歌人が同時に古今伝受を受けることになる。これも御所伝受になって変わったことの一つであろう。

一方、後水尾院は、古今伝受を相伝する門弟だけではなく、広く、宮廷歌人たちの和歌を添削指導した。古今伝受の伝受者だけではなく、その周辺の歌人たちも指導したのである。限られた古今伝受継承者のみならず、広く歌壇の歌人たちの和歌指導をしたことが、御所伝受になったことによる変化といえるであろう。こうした後水尾院歌壇のあり方については、柳瀬万里氏が『新明題和歌集』『新題林和歌集』に収められている歌の数を歌人別に集計し、それぞれ五〇首以上を収められている歌人一九人、同一〇〇首以上一九人の名前を挙げ、整理し、概観された。そして、「近世前期」の「堂上歌壇」を、「(1) 後水尾院(中心)、(2) 後水尾院の側近——古今伝受授グループ——(略)、(3) 準古今伝授グループ(略)、(4) (3)の外縁部に位置する歌人たち」

に分けて、「右の形態を鳥瞰図で描くならば、円錐形の山の頂上に(1)があり、(1)の周辺に(2)があり、(2)の周辺に(3)があり、(3)の周辺、裾野のあたりに(4)がある、という形態として描かれるであろう」と概観された。

このような宮廷歌壇の中で、古今伝受のあり方は大きく変化した。それまで最も優れた門弟を選び、一子相伝・器の水を器に移す、と師資相承によつて相伝された古今伝受は、宮廷歌壇における最終教育課程として、後水尾院から複数の歌人に相伝されるようになったのである。

## 三 古今伝受後奉納和歌

このように古今伝受のあり方が変化するに伴い、古今伝受が終了すると、古今伝受を受けなかった歌人も含めた歌壇の歌人たちが、和歌両神に和歌を奉納することになった。寛永四年三月二十七日、後水尾天皇への古今伝受を相伝した智仁親王は、「歌道之事」を願い、それが「成就」したことを喜び、歌道を護る住吉大社にお礼参りをして和歌を奉納した。(「智仁親王和歌」、宮内庁書陵部蔵)

寛永四(一六二七)年三月二十七日 智仁

住吉の社に歌道之事願。成就の後にまうで侍りて  
あふぐ哉わが身におはぬ敷島の道まもります神のたすけを

智仁親王の願いは聞き届けられ、古今伝受は御所において継承されることになった。皇族としてはじめて古今伝受を相伝することになった智仁親王は、自ら住吉大社に詣で、成就の後も、自ら和歌を奉納したのである。

寛文四年、後西院をはじめとする四名に古今伝受を終えた後水尾院は、勅使を派遣して、住吉大社・玉津島神社に、宮廷歌人の和歌を奉納した。智仁親王が一人で奉納した住吉大社に、数十名の宮廷歌人が五十首の和歌を奉納したのである。こうした古今伝受後奉納和歌は光格天皇に至るまで七回行われた。そして住吉大社に限らず、和歌両神の一つである玉津島神社にも同様に奉納された。それまで門弟を選んで一子相伝を繰り返してきた古今伝受は、御所に入り、皇族により継承されることになった。相伝するのは一人であるが、伝受するのは複数である。そして、さらに古今伝受を受けなかった宮廷歌人たちも、和歌両神に歌道が護られることを祈念して和歌を奉納した。それまで器の水を器に移すように継承された古今伝受が、御所に入ると、歌壇全体で支えられるようになったのである。これも御所伝受になったことによる変化の一つといえよう。

## 注

(1) 『古今伝授沿革史論』。なお、御所伝授における和歌の添削については、「御所伝受の成立について」(『近世文芸36』昭57・5)において検討を加えた。

## 付記

本稿は平成28年12月、住吉大社におけるシンポジウム「歌神と古今伝受における講演「古今伝受から御所伝受へ」」に加筆したものである。記して和歌両神の御加護と関係各位に深謝申し上げる。

